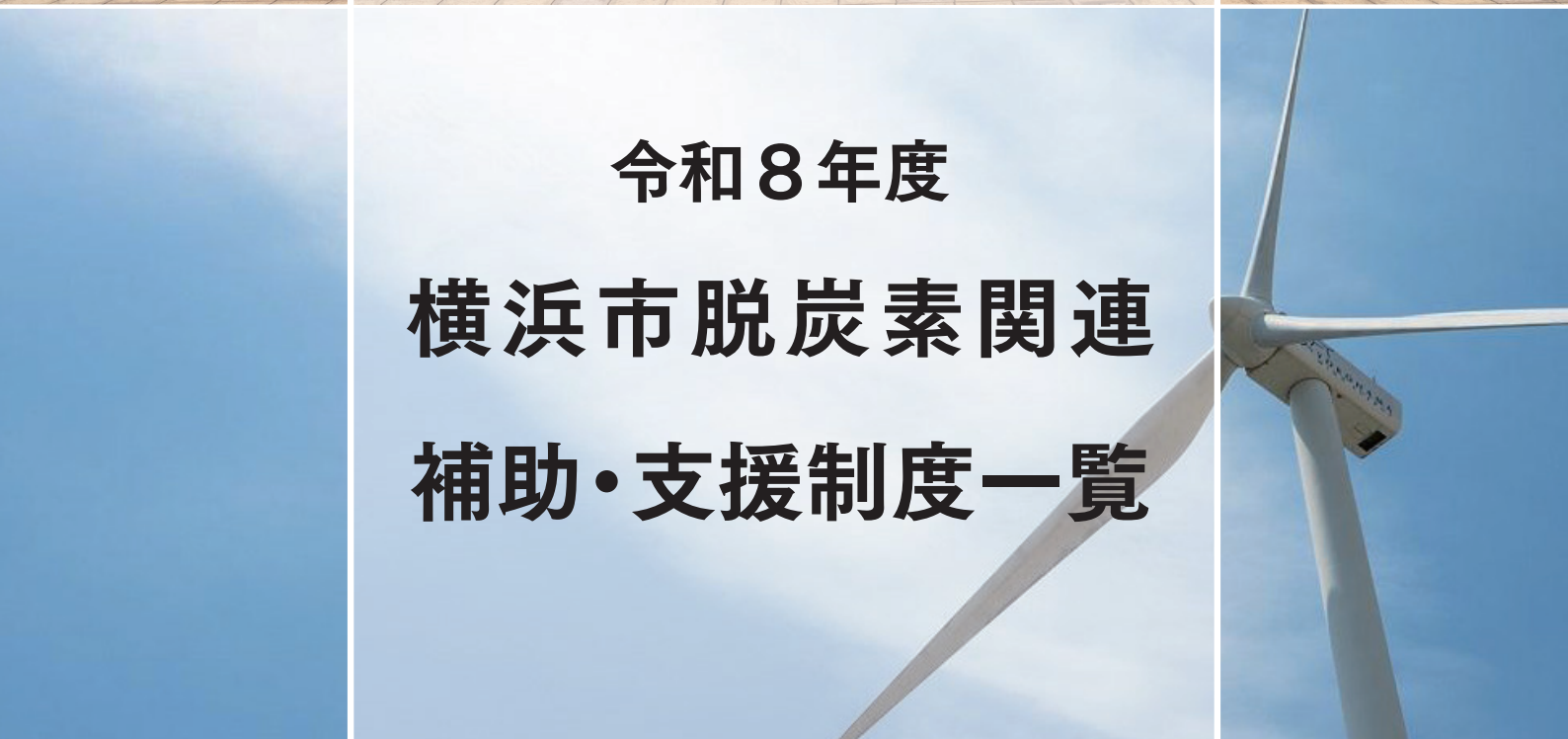


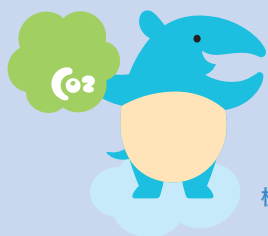


令和8年度 横浜市脱炭素関連 補助・支援制度一覧



— 目 次 —

番号	事業・制度名	頁	個人	事業者	その他
01	横浜グリーンエネルギーパートナーシップ事業（YGrEP）	1	○	○	
02	横浜市既存住宅断熱改修補助制度	3	○		
03	よこはま健康・省エネ住宅事業者登録・公表制度	4		○	
04	集合住宅再生可能エネルギー電気導入促進事業	4		○	
05	マンション専門家派遣事業（マンション・アドバイザー派遣支援）	5			○
06	長期修繕計画作成促進モデル事業	5			○
07	横浜市建築物開口部不燃化等改修事業補助	5	○		
08	新築高断熱住宅に係る都市計画税の減額制度	6	○		
09	省エネ改修工事を行った住宅に係る都市計画税の減税制度	6	○		
10	よこはま安心ボックス設置支援事業	7			○
11	カーボンニュートラル設備投資助成事業	8		○	
12	脱炭素訪問支援・伴走支援	10		○	
13	横浜市省エネ診断支援補助金	11		○	
14	横浜市中心小企業融資制度	12		○	
15	集合住宅向け電気自動車等用充電設備設置費補助金	13	○		○
16	急速充電設備等設置費補助金	14		○	
17	EVバス等普及促進補助金	15		○	
18	燃料電池自動車普及促進補助事業	16	○	○	
19	自治会町内会館脱炭素化推進事業	17			○
20	商店街環境整備支援事業	17			○
21	横浜港CNPサステナブルファイナンス・フレームワーク	18		○	
22	横浜市水素利用設備導入費補助金	19		○	
23	横浜市次世代型太陽電池実証事業費補助金	20		○	
24	再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税（償却資産）の課税標準の特例制度	21		○	



脱炭素な暮らしがしたい！

横浜市脱炭素応援キャラクター バクバク

01

横浜グリーンエネルギー パートナーシップ事業 (YGrEP)

個人
向け

事業者
向け

太陽光発電・蓄電池などの設備導入に対し、キャッシュレスポイント還元による支援を行います。併せて、設備の導入によって生まれた CO₂ 削減量（環境価値）を取りまとめ、J-クレジット制度を活用して、市内で開催される大規模イベントなどに活用していきます。

対象者	個人 ※ V2H のみ事業者含む
支援額	①太陽光発電設備：1万 5000 円分 /kw（上限4kw） / 件 ②蓄電池：12 万円分 / 件 ③エコキュート：2万円分 / 件 ④電気自動車（PHEV 含む）（①太陽光発電設備あり）：10 万円分 / 件 ⑤電気自動車（PHEV 除く）（①太陽光発電設備なし）：5万円分 / 件 ⑥燃料電池（エネファーム）：3万円分 / 件 ⑦太陽熱利用システム：5万円分 / 件 ⑧ V2H 充放電設備：10 万円分 / 件
条 件	・ 横浜グリーンエネルギーパートナーシップ（J-クレジットのプロジェクト）へ参加すること。 （V2H は任意） ・ ①太陽光発電設備の導入支援については②蓄電池、③エコキュート、または④電気自動車（PHEV 含む）を同時に設置するか既に設置していること。 ・ ②蓄電池、③エコキュート、④電気自動車（PHEV）の導入支援については①太陽光発電設備を同時に設置するか既に設置していること。 ※ PHEV を除く電気自動車は単体での申請（⑤）も可能。
受付期間	令和8年6月15日（月）～令和8年12月25日（金） ※先着順で受付 ※予算上限に達し次第、終了 ※設備の設置前に申請が必要
問合せ先	横浜グリーンエネルギーパートナーシップ事業事務局 03-6625-2260 受付時間：10：00～18：00（日・月・祝・12/29～1/3 除く）



案内ページ



こちらもチェック

神奈川県類似制度

住宅用太陽光発電・蓄電池導入費補助

令和8年度
当初予算額

4億3,000万円

※ ZEH 導入費補助、太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助は同一の設置場所において併用できません。
住宅への太陽光発電と蓄電池を併せた導入に係る経費の一部を補助します。

対象者	【戸建住宅】 県内の戸建住宅を所有又は区分所有する個人 【共同住宅】 県内の分譲共同住宅の管理組合、県内の賃貸共同住宅を所有する個人又は法人
対象経費	太陽光発電・蓄電池の設計費、設備費、工事費
補助額	太陽光発電：発電出力1kW 当たり7万円を乗じた額 蓄電池：1台当たり15万円
受付期間	（第1期）令和8年5月11日（月）～6月30日（火） ※ 第2期募集は9月頃実施予定（電子申請のみ）
問合せ先	補助金審査事務局（神奈川県委託事業者：ヒューマンアカデミー株式会社） ☎ 050-1784-5835 8時45分～17時00分（12時～13時は除く）

→次ページあり



こちらもチェック

神奈川県類似制度

太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助

令和8年度
当初予算額

1億2,700万円

※ ZEH 導入費補助、住宅用太陽光発電・蓄電池導入費補助は同一の設置場所において併用できません。
住宅向けに初期費用ゼロで太陽光発電を導入するサービス（0円ソーラー）に係る経費の一部を補助します。

対象者	県内において初期費用ゼロで太陽光発電を導入するサービス（0円ソーラー）を提供している事業者
対象経費	太陽光発電・蓄電池の設計費、設備費、工事費
補助額	発電出力1kW 当たり7万円を乗じた額 ※蓄電池を併せて導入する場合は、1台当たり15万円の補助額を上乗せ
受付期間	令和8年5月11日（月）～12月28日（月）
問合せ先	補助金審査事務局（神奈川県委託事業者：ヒューマンアカデミー株式会社） ☎ 050-1784-5835 8時45分～17時00分（12時～13時は除く）

住宅用太陽光発電・蓄電池の共同購入



対象者	県内に太陽光発電（10kW未満）の導入を希望する個人及び事業者
事業内容	住宅向けに太陽光発電等の導入希望者を広く募ることで、スケールメリットにより、価格低減を図ります。 設置事業者を審査した上で選定するため、施工の品質等も担保されます。
購入プラン	①太陽光発電 ②太陽光発電及び蓄電池 ③蓄電池
問合せ先	かながわ みんなのおうちに太陽光事務局（神奈川県協定締結事業者：アイチューザー株式会社） ☎ 0120-723-100 10時00分～18時00分（12時～13時は除く）

※市制度との併用可否については、時期やプランによって異なります。



戸建ての既存住宅に対し、断熱改修工事により断熱性能の高い省エネ住宅へ改修し、市内に定住する方へ「既存住宅断熱改修補助制度」を行っています。

対象者	個人
内 容	①1棟断熱改修 戸建て住宅において、一棟全体で断熱等級6以上相当となる断熱改修工事を行う場合。 ・補助金額（最大）：150万円（子育て世代の住替え） 120万円（その他の定住世帯） ②部分断熱改修 戸建て住宅において、一部のエリアで断熱等級6以上相当となる断熱改修工事を行う場合。 ・補助金額（最大）：100万円
問合せ先	建築局住宅政策課 045-671-2922



案内ページ



こちらチェック

神奈川県類似制度

ZEH 導入費補助

令和8年度
当初予算額

9,000万円

※ 既存住宅省エネ改修事業費補助、太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助、住宅用太陽光発電・蓄電池導入費補助は同一の設置場所において併用できません。

中小工務店（※）が施工するネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）の導入に係る経費の一部を補助します。

※中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者に該当する住宅の施工事業者

対象者	県内の住宅の建築主（新築）、購入者（建売）及び所有者（既築）
対象経費	ZEH導入に係る経費
補助額 （定額）	・ZEH（ZEH＋含む） 50万円／戸 ・再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量の削減率「35%以上」の場合は、補助額を上乗せ（50万円／戸） ※ Nearly ZEH、ZEH Oriented を除く ※経費が上記の金額を下回る場合は、経費の千円未満を切り捨てた額
受付期間	令和8年5月11日（月）～10月30日（金）
問合せ先	神奈川県環境農政局脱炭素戦略本部 家庭グループ ☎ 045-210-4115 8時30分～17時15分

既存住宅省エネ改修事業費補助

令和8年度
当初予算額

6,000万円

※ ZEH 導入費補助は同一の設置場所において併用できません

既存住宅の窓等の省エネ改修工事に係る経費の一部を補助します。

対象者	県内の既存住宅の所有者
対象経費	窓等の省エネ改修に係る材料費、労務費
補助額	補助率1/3（上限：15万円）
受付期間	令和8年5月11日（月）～10月30日（金）
問合せ先	補助金審査事務局（神奈川県委託事業者：ヒューマンアカデミー株式会社） ☎ 050-1784-5835 8時45分～17時00分（12時～13時は除く）

03 よこはま健康・省エネ住宅事業者登録・公表制度

事業者
向け

最高レベルの断熱性能（等級6、7）や気密性能を備えた「省エネ性能のより高い住宅」の設計又は施工に関する業務に一定の知見及び技術を有する事業者を登録・公表する制度です。

対象者	建築士等の有資格者	 案内ページ
内 容	・ 最高レベルの断熱性能（等級6、7）や気密性能を備えた「健康・省エネ住宅」に関する講習会を開催 ・ 講習会を受講し、一定の知識や技術を習得した事業者を登録し、HP上で公表	
問合せ先	建築局住宅政策課 045-671-2922	

04 集合住宅再生可能エネルギー電気導入促進事業

事業者
向け

横浜市内に所在する集合住宅への再生可能エネルギー電気の導入を条件とした、高圧一括受電化に必要な受変電設備及び電力量計の設置費用の一部を補助します。

対象者	次の要件を満たす事業者 (1) 市内の集合住宅に受変電設備及び電力量計を設置する事業者 (2) 本市再エネ電気高圧一括受電サービスの登録を受けた事業者	 案内ページ
補助率	1/2	
補助上限額	次のいずれか小さい額 (1) 受電する1棟当たり8,500,000円 (2) 受電する1住戸当たり85,000円	
受付期間	令和8年4月17日（金）～令和8年12月25日（金）	
問合せ先	脱炭素・GREEN × EXPO 推進局脱炭素ライフスタイル推進課 045-671-2661	



05 マンション専門家派遣事業 (マンション・アドバイザー派遣支援)

その他

マンションの適正な維持・管理や改修・建替え、省エネ改修等に関して、マンション専門家が現地に伺い、アドバイスします。マンションの省エネ改修は、窓や外壁の断熱、高効率な設備への更新などを行うもので、冷暖房費の節約や住環境改善が期待できます。

対象者	市内の分譲マンション管理組合	 案内ページ
内 容	窓・玄関ドア・屋上・外壁等の断熱、高効率設備への更新といったマンション共用部の省エネ改修を検討する管理組合へ専門家を派遣し、相談対応等の支援を実施。(3時間・派遣費用補助あり)	
条 件	横浜市マンション登録制度への登録など	
問合せ先	建築局住宅再生課 045-671-2954	

06 長期修繕計画作成促進モデル事業

その他

マンションの長期修繕計画作成に係る費用の一部を横浜市が補助し、長期修繕計画の作成や見直しを促進します。

対象者	市内の分譲マンション管理組合	 案内ページ
条 件	- 断熱・高効率設備など“省エネ”を盛り込んだ修繕計画を作成しようとしていること - 横浜市管理計画認定制度を認定済（または申請の総会決定済） ※その他詳しい条件はHPをご確認ください。	
補助上限額	省エネに関する長期修繕計画の作成費用の補助 上限 20 万円 委託費用の2分の1まで（1,000 円未満の端数切り捨て）	
問合せ先	建築局住宅再生課 045-671-2954	

07 横浜市建築物開口部不燃化等改修事業補助

個人
向け

開口部の改修により、火災発生時の延焼時間を遅らせ、延焼による人命被害を最小限に抑えることが期待できます。また、住宅の断熱性能を高めることができ、脱炭素化の推進にもつながります。

そこで、性能要件を満たす開口部に改修する際に、その工事費の一部を補助します。

対 象	横浜市建築物不燃化推進事業補助の対象地区において行われる平成 27 年6月以前に建てられた住宅の外壁の開口部において、両面 20 分以上の遮炎性能を有する防火設備かつ、U 値(熱貫流率) = 2.3 以下の断熱性能を有する開口部に改修する工事 ※その他詳しい条件はHP、窓口等でご確認ください。	 案内ページ
補助率	重点対策地域(不燃化推進地域) : 3/4 上記以外の補助対策地区 : 2/3	
補助上限額	100 万円	
問合せ先	都市整備局防災まちづくり推進課 045-671-3595	

08

新築高断熱住宅に係る都市計画税の減額制度

個人
向け

令和8年4月1日以降に新築された一定の省エネ基準に適合する住宅について、一定期間、当該住宅にかかる都市計画税額を減額します。

対 象	令和8年4月1日以降に新築された住宅のうち、次の1～3に掲げる要件すべてを満たす住宅 1 断熱等性能等級6以上であること 2 人の居住の用に供する部分の床面積が、当該家屋（又は専有部分）の床面積に対する割合の2分の1以上であること 3 当該家屋の床面積が40㎡以上240㎡以下であること	
減額適用期間	・3階建て以上の準耐火構造または耐火構造住宅：新築後5年間 ・上記以外の住宅：新築後3年間	
減額される税額	家屋の床面積120㎡相当分までの都市計画税額について2分の1 ※新築された日から翌年の1月31日までに、住宅の所在する区役所税務課に申告が必要です。	 案内ページ
問合せ先	総務局固定資産税課 045-671-2260	

09

省エネ改修工事を行った住宅に係る都市計画税の減額制度

個人
向け

一定の省エネ改修を行った住宅について、都市計画税を減額します。

※固定資産税は地方税法の規定に基づいて減額されます。詳細は下記お問い合わせ先にご確認ください。

対 象	次の1～5に掲げる要件すべてを満たす住宅 1 平成26年4月1日以前から所在する住宅であること 2 省エネ改修工事完了後の床面積が40㎡以上240㎡以下であること（令和8年3月31日までに完了した住宅は50㎡以上280㎡以下） 3 人の居住の用に供する部分の床面積が、当該家屋（又は専有部分）の床面積に対する割合の2分の1以上であること 4 次に掲げる改修工事を行っていること（アの工事は必須） ア 窓の断熱改修工事 イ 床、天井及び壁の断熱改修工事 ウ 次の①～⑥に掲げる設備の設置・取替工事 ①太陽熱利用冷暖装置 ②潜熱回収型給湯器 ③ヒートポンプ式電気給湯器 ④燃料電池コージェネレーションシステム ⑤エアコンディショナー ⑥太陽光発電設備 5 上記ア及びイの工事に係る費用が60万円を超えていること、又は上記ア及びイの工事に係る費用が50万円を超えており、かつ、ウの工事に係る費用が10万円を超えていること（国や市からの補助金は、工事に係る費用に含まず計算します。）	
減額適用期間	改修が完了した年の翌年度のみ	
減額される税額	家屋の床面積120㎡相当分までの都市計画税額について3分の1 ※工事完了後3カ月以内に、住宅の所在する区の区役所税務課に申告が必要です。	 案内ページ
問合せ先	総務局固定資産税課 045-671-2260	

ネット通販の普及等に伴い宅配需要が増加する中、対面での荷物の受け取りへの不安や、盗難等のリスクが生じています。

このような状況を踏まえ、横浜市では、宅配ボックスの設置費用を補助する「よこはま安心ボックス」設置支援事業を実施します。

市民の皆様が安心して荷物を受け取れる環境づくりを進めるとともに、再配達の減少による環境負荷の低減にもつなげます。

対象者	次の2つの要件を満たす場合 ・申込者は横浜市内にお住まいの方であること ・申込者ご本人の住所と宅配ボックスの設置先住所が同一の場合（事業所等は対象外）	
申込方法	ウェブサイト・電話・FAX・郵送での申込みが可能です。 詳しくは、右下の二次元コードから本市ホームページをご参照ください。	
対象製品	住居形態に応じて、次の「3つのタイプ」から選択できます。	
	●A シンプルタイプ ・特徴：折り畳み式でコンパクト ・自己負担額：1,800 円 ・サイズ：幅 49cm × 奥行 38cm × 高さ 33cm ・色：グレー	
	●B ベーシックタイプ ・特徴：常設型で複数回荷物を受け取れる ・自己負担額：10,000 円 ・サイズ：幅 37.5cm × 奥行 36.5cm × 高さ 79cm ・色：ブラック、ホワイト	
	●C ベーシック+タイプ ・特徴：郵便物の盗難対策も行えるポスト付き ・自己負担額：20,000 円 ・サイズ：幅 40.5cm × 奥行 35cm × 高さ 90cm ・色：ブラック、チャコール	
詳しくは、右下の二次元コードから本市ホームページをご参照ください。		
支援内容	宅配ボックスを市場価格の概ね半額で購入可能	
期 間	令和8年6月29日（月）9時から申込開始 ※予算上限に達し次第受付終了	
問合せ先	●お申込み・製品等に関するお問い合わせ コールセンター：045-550-5130 平日のみ 9:00 ～ 17:30 ※お電話がつながりにくい場合がございます。	 案内ページ
	●本事業に関するお問い合わせ先 市民局地域防犯支援課 045-671-3705	



脱炭素経営をしたい！

11 カーボンニュートラル設備投資 助成事業

事業者
向け

市内の中小企業者が実施する省エネ・再エネ設備の導入にかかる経費を助成します。

① 省エネルギー化支援助成金

対象者	対象の省エネ・創エネ設備を導入する市内中小企業
対象設備	業務用空調、業務用給湯器、業務用冷凍冷蔵設備、高性能ボイラ、変圧器、産業用モータ、生産設備、LED 照明※、デマンドコントローラー※ ※省エネ診断受診コースのみ対象
助成率	1/2
助成限度額	・簡易申請コース 100 万円 ・省エネ診断受診コース 300 万円
期 間	第 1 回：令和 8 年 5 月 1 日（金）10 時～令和 8 年 6 月 30 日（火）17 時 第 2 回：令和 8 年 7 月 3 日（金）10 時～令和 8 年 10 月 30 日（金）17 時

② 太陽光発電導入支援助成金

対象者	対象の省エネ・創エネ設備を導入する市内中小企業
対象設備	自己消費型の太陽光発電設備、蓄電システム
助成率	・太陽光発電・蓄電システムの同時導入 発電出力 1kW あたり 10 万円 ・太陽光発電のみ 発電出力 1kW あたり 8 万円
助成限度額	・太陽光発電・蓄電システムの同時導入 500 万円 ・太陽光発電のみ 400 万円
期 間	令和 8 年 5 月 1 日（金）10 時～令和 8 年 10 月 30 日（金）17 時

③ LED 化支援助成金

対象者	対象の省エネ・創エネ設備を導入する市内中小企業
対象設備	LED 照明（電気工事を伴い器具本体と光源部を一体で更新するもの）
助成率	・ベースライト 1 万 2000 円 / 台 ・高天井照明 3 万 5000 円 / 台 ・その他 1 万円 / 台
助成限度額	50 万円
期 間	令和 8 年 5 月 1 日（金）10 時～令和 8 年 10 月 30 日（金）17 時

上記制度の
問合せ先

経済局ものづくり支援課
045-671-3489



案内ページ



こちらチェック

神奈川県類似制度

中小企業省エネルギー設備導入費等補助

令和8年度
当初予算額

3億7,500万円

中小企業等の省エネ設備導入や保守事業等に係る費用の一部を補助します。

対象者	県内に事業所を有する中小企業等
補助対象設備	空調設備、LED照明設備、ボイラー、給湯設備、コンプレッサー、変圧器、冷凍冷蔵設備、ガスコージェネレーションシステム、EMS、省エネ診断で提案された設備更新や保守事業等
対象経費	補助対象設備の更新等に要する設計費、設備費、工事費
補助額	補助対象経費の1/3（上限500万円） ※「かながわ再エネ電力利用認定事業者」又は「かながわ脱炭素チャレンジャー」は上限600万円
受付期間	令和8年6月1日（月）～11月30日（月）
問合せ先	補助金審査事務局（神奈川県委託事業者：一般財団法人省エネルギーセンター） ☎ 03-5439-9724 9時00分～17時00分

事業所用太陽光発電の共同購入

太陽光発電の導入希望者を広く募ることで、スケールメリットにより、価格の低減を図ります。

対象者	県内に太陽光発電（10kW以上）の導入を希望する事業者 ※自己所有（購入）での設置に加えて、PPAやリースも選択できます。
メリット	・最大3者の見積りを無料で取得し、比較することができます。 ・設置事業者を審査した上で選定するため、施工の品質等も担保されます。 ※本事業は、神奈川県と協定を締結した株式会社エナードが実施します。 ※自家消費型再生可能エネルギー導入費補助金や市町村の補助金と併用可能です。
受付期間	通年募集
問合せ先	神奈川県環境農政局脱炭素戦略本部 事業者支援グループ ☎ 045-210-4090 8時30分～17時15分

自家消費型再生可能エネルギー導入費補助

令和8年度
当初予算額

9億9,300万円

太陽光発電等の導入に係る経費の一部を補助します。

対象者	自家消費型再生可能エネルギー発電設備を導入する（※1）法人又は青色申告を行っている個人事業者 ※1 県内に設置し、県内で消費するものに限りです
対象設備	自家消費型再生可能エネルギー発電設備等（※2） ※2 太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス、蓄電池（発電設備と併せて設置する場合に限る）
対象経費	発電設備等の設計費、設備費、工事費
補助額	発電出力1kW当たり8万円を乗じた額 ※かながわ脱炭素チャレンジャーは、1kW当たり10万円 ※大企業の場合、上限3,000万円 ※発電設備と併せて蓄電池を導入する場合、1kWh当たり5万円を乗じた額を加算（上限500万円）
受付期間	令和8年4月30日（木）～令和9年2月26日（金）
問合せ先	補助金審査事務局（神奈川県委託事業者：一般財団法人省エネルギーセンター） ☎ 03-5439-9721 9時00分～17時00分

→次ページあり



こちらチェック

神奈川県類似制度

太陽光発電設備の導入提案

専門家が事業所を訪問し、太陽光発電の導入提案書（設置場所、導入費用等）を無料で作成することで、設備導入を後押しします。

対象者	県内に事業所を有する太陽光発電に興味のある事業者
実施件数	100 件
費用	無料
提案例	導入方法：自己所有（購入）、PPA、リース 導入設備提案：設置場所、設置容量、設置割付図 削減分析：発電量、CO ₂ 削減量、投資回収年数、電力金額削減金額予想 見積書作成：参考見積書 支援事業紹介：国、県、市町村支援事業
受付期間	令和8年4月30日（木）～12月28日（月） ※支援対象が100件に達し次第終了します。
問合せ先	太陽光導入提案事務局（神奈川県委託事業者：しんきん地域創生ネットワーク株式会社） ☎ 050-1751-8803 9時00分～17時00分

12

脱炭素訪問支援・伴走支援

事業者
向け

「脱炭素経営アドバイザー（※）」による脱炭素化に向けた訪問支援及び伴走支援を行います。

※脱炭素経営アドバイザー：事業者の脱炭素化に向けた取組を支援する専門家が、脱炭素化の戦略立案や、CO₂ 排出量算出、削減策の提案などを行います。

対象者	市内中小企業
内容	訪問支援：アドバイザーが事業所を訪問し、脱炭素に関連して、横浜市の施策紹介や基本的情報の提供、CO ₂ 排出量算出方法（セルフ診断実施方法）のアドバイス等を行います。（1回1時間程度、無料） 伴走支援：アドバイザーが事業所を訪問し CO ₂ 排出量見える化作業の実践や、ヒアリング等による現状把握及び課題抽出と方向性検討（提案）、CO ₂ 削減計画の策定支援（提案）等を行います。（3回、無料）
予約方法	（公財）横浜企業経営支援財団（IDEC横浜）のウェブサイトのお問い合わせフォームからお申し込みください。
問合せ先	（公財）横浜企業経営支援財団イノベーション支援課 045-225-3717



案内ページ



こちらチェック

神奈川県類似制度

カーボンニュートラルワンストップ相談窓口

脱炭素の取組に関するご相談は「カーボンニュートラルワンストップ相談窓口」に、ご連絡ください。

対象者	中小企業等
相談料	無料
相談員	（公財）神奈川産業振興センター 中小企業診断士等
相談受付	・電話 045-633-5002 ・メール carbon@kipc.or.jp ・受付時間 9時～17時（土日祝日除く） ※受付後は、必要に応じてオンライン相談（Zoom等）や企業訪問を実施します。
問合せ先	カーボンニュートラルワンストップ相談窓口 ☎ 045-633-5002 9時00分～17時00分

経済産業省が実施する省エネルギー診断を受診した中小企業者に対し、省エネ診断の受診費用のうち、事業者の自己負担分を補助します。

対象者	経済産業省が支援する省エネルギー診断を受診した中小企業者等	
対象の診断	ウォークスルー診断、IT 診断、伴走支援、省エネ最適化診断、ステップアップ診断	
補助率	10/10（消費税額は除く）	 案内ページ
補助上限額	5万円	
問合せ先	経済局中小企業振興課 045-671-4236	



こちらもチェック

神奈川県類似制度

省エネルギー診断

省エネの専門家が工場、店舗などの事業所を訪問し、省エネ・コスト削減につながる「運用対策」や「設備更新対策」をご提案します。

対象者	県内に事業所を有する中小企業等
費用	無料
提案事例	運用対策 空調設定温度の変更、空調室外機のフィン清掃、コンプレッサーの吐出圧低減、冷却水出口温度の季節調整など 設備更新対策 照明のLED化、高効率空調設備への更新、高効率変圧器への更新、コンプレッサーのインバータ化など
受付期間	令和8年4月30日（木）～12月28日（月）とし、次のとおり期間を分けて募集します 一次募集：約100件 二次募集：約50件（一次募集終了後、約1か月後に二次募集を開始予定） 支援対象が150件に達し次第終了します
問合せ先	省エネ診断事務局（神奈川県委託事業者：株式会社ナレッジグリーン） ☎ 03-6824-0820 9時00分～17時00分

かながわ CO₂ 見える化トライアル

自社の活動で排出しているCO₂を簡易に算定できる「CO₂排出量管理システム」の導入支援を通じて、中小企業の脱炭素経営を後押しします。

対象者	県内に事業所を有する中小企業等
実施	210件
支援内容	・CO ₂ 排出量管理システムの導入支援（令和9年2月末までの利用料無料） ・脱炭素に関する目標設定や取組のアドバイス
受付期間	令和8年4月30日（木）～令和9年1月29日（金） ※支援対象が210件に達し次第終了します
問合せ先	神奈川県環境農政局脱炭素戦略本部室 事業者支援グループ ☎ 045-210-4090 8時30分～17時15分

14 横浜市中小企業融資制度 ※脱炭素関係のみ抜粋

事業者
向け

中小企業者（中小・小規模企業・個人事業主）の皆様が事業を行っていく上で必要な運転資金や設備資金を円滑に調達できるよう、横浜市が横浜市信用保証協会及び取扱金融機関と連携して行っている融資制度です。

脱炭素よこはま資金

融資対象	横浜市の「脱炭素取組宣言」を実施し、かつ、次のいずれかに該当する中小企業者 1 温室効果ガス排出量削減目標を定め、第三者機関の認証等を得た事業計画に従い、温室効果ガス排出量の削減に取り組むもの 2 脱炭素分野での「横浜市次世代重点分野立地促進助成金」の交付決定を受けたもの 3 カーボンニュートラル設備投資助成事業の申請中若しくは交付の決定を受けたもの 4 （公財）横浜企業経営支援財団が実施する「技術相談（環境技術・省エネルギー）」による支援を受け、設備投資を実施するもの、又は実施したもの	 案内ページ
------	--	--

脱炭素割（協調融資資金、小規模企業特別資金）

融資対象	次に該当する中小企業者 1 各資金の要件※を満たしているもの 2 次の（1）、かつ（2）又は（3）のいずれかに該当するもの （1）横浜市の「脱炭素取組宣言」を実施したもの （2）現状の温室効果ガス排出量の見える化を実施したもの （3）「かながわ再エネ電力利用応援プロジェクト」を活用し、再エネ電力プランに切り替えを実施したもの ※各資金の要件については、ウェブサイト参照	 案内ページ
問合せ先	経済局金融課 045-671-2592	案内ページ



こちらもチェック

神奈川県類似制度

エコアセットかながわ

令和8年度
当初予算額

1,500万円

金融機関から融資を受ける際に動産や知的財産権の資産評価費用の一部を補助します。

対象者	次のいずれかに該当する中小企業 ・脱炭素関連の認証を取得していること（融資の資金使途に制限なし） ・融資の資金使途が脱炭素に関するものであること（脱炭素関連の認証は不要）
対象経費	動産や知的財産権の資産評価費用
補助額	・中小企業者は資産評価費用の1/2（上限40万円） ・小規模企業者は資産評価費用の2/3（上限40万円）
問合せ先	神奈川県産業労働局金融課 金融相談窓口 045-210-5695 9時00分～17時00分

神奈川県中小企業制度融資

脱炭素に取り組む中小企業者の皆さまの資金調達を「脱炭素（カーボンニュートラル）促進融資」で支援します。

融資メニュー	融資対象
脱炭素（カーボンニュートラル）促進融資	ア 県の認定を受けて、低公害車の購入、公害防除施設等若しくは環境負荷低減のための施設等の設置、改善等又は公害防止のための工場等の移転を行う中小企業者等 イ 県の認定を受けて、産業廃棄物処理施設の整備を行う中小企業者等
ソーラー発電等促進融資	ウ 再生可能エネルギー発電設備若しくはそれと同時に省エネ設備等を設置、又は蓄電池を導入する中小企業者等
地球温暖化対策省エネ設備等導入融資	エ CO ₂ の削減のために設備導入等を行う中小企業者等
電気自動車等・充電設備導入融資	オ 電気自動車、燃料電池自動車又は電気自動車の充電設備を導入する中小企業者等
問合せ先	神奈川県産業労働局金融課 金融相談窓口 045-210-5695 9時00分～17時00分



次世代自動車を導入したい！

01

(再掲) 横浜グリーンエネルギー パートナーシップ事業 (YGrEP)

個人
向け

事業者
向け

次世代自動車やV2Hの導入にかかる支援も行っています。詳しくは P1 を参照ください。

15

集合住宅向け電気自動車等用 充電設備設置費補助金

個人
向け

その他

集合住宅へ設置する電気自動車等用充電設備に対して補助を行います。

対象設備	市内の集合住宅へ設置する充電設備
対象経費	設備費＋工事費
補助上限額	集合住宅向け EV 充電設備設置費 (1) 普通充電設備・充電混戦のスタンド：上限 10 万円 / 基 (2) 充電コンセント：上限 5 万円 / 基 ※ (1) (2) あわせて、補助対象上限基数 5 基
受付期間	令和8年6月26日(金)～令和9年2月12日(金)
問合せ先	脱炭素・GREEN × EXPO 推進局脱炭素ライフスタイル推進課 045-671-2661



案内ページ



こちらもチェック

神奈川県類似制度

EV 普通充電設備整備費補助

令和8年度
当初予算額

1,500 万円

事業所用、公共用のEV普通充電設備を整備する経費の一部を補助します。

対象者	県内に事業所の従業員・社有車専用、公共用等(※1)のEV普通充電設備を整備する法人等 ※1 上記のほか、県内の共同住宅、月極駐車場用
対象経費	EV普通充電設備の整備に係る設備費及び設置工事費
補助額	普通充電設備・充電用コンセントスタンド：定額 15 万円 充電用コンセント：補助率1/3(上限 10 万円)
受付期間	令和8年4月30日(木)～12月28日(月)
問合せ先	補助金審査事務局(神奈川県委託事業者：ヒューマンアカデミー株式会社) ☎ 050-1784-5835 8時45分～17時00分(12時～13時は除く)

16 急速充電設備等設置費補助金

事業者
向け

急速充電設備等を設置する事業者等に対し、導入に要する経費の一部を補助します。

対象者	横浜市内に所在する商業施設、コンビニ、ガソリンスタンド、公道上等に急速充電設備等を設置する法人、個人、個人事業主またはリース事業者
対象経費	急速充電設備等の設備費及び工事費
内 容	上限 30 万円 / 基 ※当該充電設備等で使用する電気を再エネ電気としている場合は、 上限 40 万円
受付期間	令和8年6月 26 日（金）～令和9年3月 12 日（金）
問合せ先	脱炭素・GREEN × EXPO 推進局循環型社会推進課 045-671-4155



案内ページ



こちらもチェック

神奈川県類似制度

E V 急速充電設備整備費補助

令和 8 年 度
当初予算額

1億 4,000 万円

公共用又はバス事業・タクシー事業の事業所用のEV急速充電設備を整備する経費の一部を補助します。

対象者	県内に公共用等（＊１）のEV急速充電設備を整備する法人等 ＊１ 公共用のほか、県内のバス事業、タクシー事業の事業所用
対象経費	EV急速充電設備の整備に係る設備費及び設置工事費
補助額	新規：補助率 1 / 3（上限 200 万円） 入替：補助率 1 / 3（上限 100 万円）
受付期間	令和8年4月 30 日（木）～ 12 月 28 日（月）
問合せ先	補助金審査事務局（神奈川県委託事業者：ヒューマンアカデミー株式会社） ☎ 050-1784-5835 8 時 45 分～ 17 時 00 分（12 時～ 13 時は除く）



17 EV バス等普及促進補助金

事業者
向け

EV バス及び EV バス用充電設備を導入する一般乗合旅客自動車運送事業者等に対して、導入経費の一部を補助します。

対象者	横浜市内に使用の本拠を置く EV バスの導入または横浜市内事業所への EV バス用充電設備の設置を行う EV バス導入事業者	
対象経費	EV バス：車両本体価格	EV バス用充電設備：設備費および工事費
補助上限額	EV バス：上限 200 万円 / 台	EV バス用充電設備：上限 50 万円 / 基
受付期間	令和8年6月26日（金）～令和8年12月25日（金）	
問合せ先	脱炭素・GREEN × EXPO 推進局循環型社会推進課 045-671-4155	



案内ページ



こちらもチェック

神奈川県類似制度

事業用等 EV 導入費補助

令和8年度
当初予算額

10 億円

運送事業等を営む法人等に対して、事業用等EV（EVバス・EVタクシー・EVトラック・EVレンタカー等）の車両の導入に係る経費の一部を補助します。

対象者	県内でバス事業（※1）、タクシー事業、トラック事業、レンタカー等事業を営む法人等 ※1 GREEN × EXPO 2027 協力事業者
対象経費	事業用等EVの車両本体の購入に係る経費等
補助額	EVバス：補助率1/3（上限 1,500 万円） EVタクシー：補助率1/3（上限 100 万円） EVトラック：補助率1/4（上限 500 万円） EV軽トラック：定額 20 万円 EVレンタカー等：補助率1/3（上限 100 万円）
受付期間	令和8年4月30日（木）～12月28日（月）
問合せ先	補助金審査事務局（神奈川県委託事業者：ヒューマンアカデミー株式会社） ☎ 050-1784-5835 8時45分～17時00分（12時～13時は除く）



18

燃料電池自動車普及促進補助事業

個人
向け事業者
向け

燃料電池自動車の導入経費の一部を補助します。

	燃料電池自動車	燃料電池バス
対 象	市内に使用の本拠の位置を置いた燃料自動車を導入する法人または個人（個人事業主）等	横浜市内に使用の本拠を置く燃料電池バスを導入する燃料電池バス導入事業者
補助上限額	上限 25 万円 / 台	上限 500 万円 / 台
受付期間	令和8年6月 26 日（金）～ 令和9年3月 12 日（金）	令和8年6月 26 日（金）～ 令和8年 12 月 25 日（金）
問合せ先	脱炭素・ GREEN × EXPO 推進局 脱炭素ライフスタイル推進課 045-671-2661  案内ページ	脱炭素・ GREEN × EXPO 推進局 循環型社会推進課 045-671-4155  案内ページ



こちらもチェック

神奈川県類似制度

商用FCV導入費・燃料費補助

令和8年度
当初予算額

2億 1,700 万円

商用FCV（FCバス・FC大型トラック・FC小型トラック）の導入及び運用に係る経費の一部を補助します。
※FCフォークリフトの導入の補助制度もございますので、詳細は本補助の問合せ先までご連絡をお願いします。

対象者	県内で商用FCVを導入及び運用する法人等
対象経費	導入費：商用FCVの導入に係る経費 燃料費等：商用FCVの水素燃料費
補助額	補助率1/3又は同等ディーゼル車両との差額から国補助金等を差し引いた額 FCバス：【導入費】上限 3,830 万円、【燃料費】上限 320 万円 FC大型トラック：【導入費】上限 6,800 万円、【燃料費】上限 190 万円 FC小型トラック：【導入費】上限 1,630 万円、【燃料費】上限 130 万円 ※本補助金の交付決定を受けた場合は、自動車税の減免を受けることができます
受付期間	【導入費】令和8年4月30日（木）～12月28日（月）【燃料費】～令和9年1月29日（金）
問合せ先	神奈川県環境農政局脱炭素戦略本部室 運輸グループ ☎ 045-210-4133 8時30分～17時15分

乗用FCV導入費補助

令和8年度
当初予算額

3,000 万円

乗用FCV（燃料電池自動車）の導入に係る経費の一部を補助します。

対象者	県内で乗用FCVを導入する者
対象経費	乗用FCVの車両本体の購入に係る経費
補助額	定額 100 万円 ※本補助金の交付決定を受けた場合は、自動車税の減免を受けることができます
受付期間	令和8年4月30日（木）～12月28日（月）
問合せ先	補助金審査事務局（神奈川県委託事業者：ヒューマンアカデミー株式会社） ☎ 050-1784-5835 8時45分～17時00分（12時～13時は除く）



脱炭素なまちにしたい！

19 自治会町内会館脱炭素化推進事業

その他

自治会町内会館等に、省エネ設備等を導入する際に必要な経費の一部を補助します。

対象団体	会館を有している横浜市内の自治会町内会・地区連合町内会 ※会館を自己所有していない場合や、集合住宅等の集会所を活動の拠点としている町内会等も補助対象となる場合があります。
対象製品	LED 照明器具、エアコン、断熱窓等、太陽光発電設備、蓄電池 ※一定の条件を満たした製品が対象になります。
補助率	2/3
補助上限額	・LED 照明器具：60 万円 ・エアコン：130 万円 ・断熱窓等、太陽光発電設備、蓄電池：200 万円（いずれかの実施も可。ただし、蓄電池は太陽光発電との併用に限る。補助上限額は合算での上限額）
受付期間	令和8年4月1日（水）～令和8年 10 月 30 日（金） ※予算上限に達し次第、申請受付を終了します。
問合せ先	横浜市住宅供給公社 街づくり事業課 045-451-7740 （平日9時～17 時） （事業実施主体：市民局地域活動推進課）



案内ページ

20 商店街環境整備支援事業

その他

商店街施設の脱炭素化にかかる費用について、一部を補助します。

対象団体	市内商店街
対象事業	街路灯、アーチ及びアーケードの省エネ型ランプへの交換
補助限度額	400 万円（計画認定あり）または 100 万円（計画認定省略）ほか
補助率	街路灯：1/2 または 10 万円 / 基の安価な方 アーチ及びアーケード：1/2
問合せ先	経済局商業振興課 045-671-3488



案内ページ





国際水準のグリーンローンを 調達したい！

21

横浜港CNPサステナブルファイナンス・ フレームワーク

事業者
向け

横浜港の脱炭素化に向けた取組を支援します。

概要

横浜港CNPサステナブルファイナンス・フレームワークとは、事業者の資金調達について、横浜港が目指すカーボンニュートラルポート（CNP）の実現に貢献する投資であることを第三者機関が認証する仕組みです。国際原則やガイドライン等に基づいたフレームワークを策定し、世界有数の実績を持つ第三者機関であるDNVの認証を得ることで、グリーンローンであることの透明性が確保されます。

支援対象者

横浜港港湾脱炭素化推進計画の対象範囲において、横浜港CNPサステナブルファイナンス・フレームワークに定める適格プロジェクトを実施する者

支援内容

サステナブルファイナンスによる資金調達 ※市からの融資ではありません。

(1) ファイナンスの種類
グリーンローン（リース含む）、ブルーローン（リース含む）、トランジションローン（リース含む）

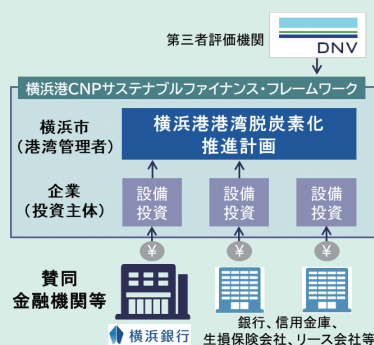
(2) 資金用途
適格プロジェクト向け投資の一部又は全部に充当されることとする。なお、本フレームワークに基づくサステナブルファイナンスの実行から遡って3年以内に実施された適格プロジェクト向け資金調達のリファイナンスも資金用途の対象となる。

(3) ファイナンス期間
本フレームワークを活用したファイナンスの期間は原則1年以上とする。

(4) ファイナンス金額
上下とも限度額は設定しない。ただし、金融機関が限度額を設定することは妨げない。

(5) 金利等諸条件について
ファイナンス金利を含めた諸条件について、実施事項を除き共通の条件は設定せず、金融機関ごとの個別判断とする。

プロジェクトがフレームワークに適合すると認められた場合、適合書簡を得られますが、現在、その取得費用を横浜市が負担する仕組みとして運用しています。



※ 2026年6月現在、9社が賛同金融機関等として参画しています。

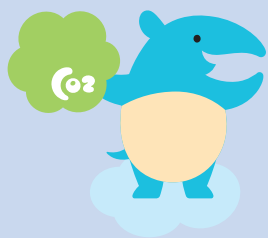
※過去の導入例：みなとみらい21熱供給株式会社
(資金用途) 地域熱供給プラント建設費

問合せ先

港湾局政策調整課
045-671-7165



案内ページ



再生可能エネルギー・ 次世代エネルギーを導入したい！

22

横浜市水素利用設備導入費補助金

事業者
向け

横浜市内で水素を燃料とする水素ボイラー等の設備の導入に要する経費の一部を補助します。

対象者	市内で水素利用設備等の補助対象設備を導入する法人又は個人事業主で、当該設備を設置する土地の使用権を有する方。または土地の使用権を有する者から許諾を受け補助対象設備を設置するエネルギーサービス事業者
対象設備	・水素ボイラー ・水素コージェネレーションシステム ・水素または水素キャリアの貯蔵タンク ・脱水素装置
補助上限額	1000万円 / 1基
受付期間	令和8年6月中～事業完了日の30日前、 又は事業完了日の属する年度の11月末日のいずれか早い日まで
問合せ先	脱炭素・GREEN × EXPO 推進局循環型社会推進課 045-671-4109



案内ページ



こちらもチェック

神奈川県類似制度

水素ステーション整備費補助

令和8年度
当初予算額

4,200万円

水素ステーションの整備に係る経費の一部を補助します。

対象者	県内に定置式水素ステーションを整備する法人等
対象経費	水素供給設備の導入に要する設備機器費、設計費、設備工事費、工事負担金、経費・管理費等
補助額	補助対象経費に5分の4を乗じた額から経済産業省補助金交付額を差し引いた額（上限3,500万円） ※定置式水素ステーションが設置されていない市町村に新たに整備する場合や大型FC車両に充填可能な水素ステーションを整備する場合は上限4,200万円
受付期間	令和8年4月30日（木）～6月30日（火）
問合せ先	神奈川県環境農政局脱炭素戦略本部室 運輸グループ ☎ 045-210-4133 8時30分～17時15分

水素ステーション運営費補助

令和8年度
当初予算額

8,000万円

水素ステーションの運営に係る経費の一部を補助します。

対象者	県内で商用FCV対応水素ステーションを運営する法人等
対象経費	商用FCV対応水素供給設備における運営費、土地賃借料等
補助額	補助対象経費から経済産業省補助金等を差し引いた額 ・新規：上限2,000万円 ・既存：上限1,000万円
受付期間	令和8年3月17日（火）～12月28日（月）
問合せ先	神奈川県環境農政局脱炭素戦略本部室 運輸グループ ☎ 045-210-4133 8時30分～17時15分

23

横浜市次世代型太陽電池実証事業費補助金

事業者
向け

市内の民間施設における次世代型太陽電池の実証事業に要する経費の一部を補助します。

対象者	市内民間施設における次世代型太陽電池の実証のうち、当該年度の神奈川県次世代型太陽電池普及促進事業費補助金の交付決定を受けている者 ※次世代型太陽電池：ペロブスカイト太陽電池、カルコパイライト太陽電池及び高効率な非フラーレン系の有機薄膜太陽電池
補助率	1/3
補助上限額	250 万円 / 件
受付期間	令和8年6月 10 日～令和8年7月 10 日
問合せ先	脱炭素・GREEN × EXPO 推進局循環型社会推進課 045-671-4225



案内ページ



こちらもチェック

神奈川県の類似制度

次世代型太陽電池普及促進事業費補助

令和8年度
当初予算額

6,007 万4千円

次世代型太陽電池の実証に係る経費に対して一部を補助します。

対象者	国内の法人等
対象経費	実証に係る経費
補助額	補助対象経費の2/3（上限 2,000 万円）
受付期間	令和8年5月1日（金）～6月 26 日（金）
問合せ先	神奈川県環境農政局脱炭素戦略本部室 事業者連携グループ ☎ 045-210-4140 8 時 30 分～17 時 15 分

ソーラーカーポート設置促進事業費補助

令和8年度
当初予算額

450 万円

障害者等用駐車区画へのソーラーカーポートの設置に係る経費の一部を補助します。

対象者	県内の不特定かつ多数の方が利用する施設（商業施設・病院など）を運営する ・法人 ・青色申告を行っている個人事業者
対象経費	障害者等用駐車区画を範囲に含むソーラーカーポートの設計費、設備費、工事費（発電出力 10kW 未満が要件）
補助額	補助率 1/3（上限 150 万円） （他の補助金と併用する場合は、総事業費から当該補助額を控除した額を基準額とします。）
受付期間	令和8年4月 24 日（金）～11 月 27 日（金）
問合せ先	神奈川県福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課 調整グループ ☎ 045-210-4748 8 時 30 分～17 時 15 分

再生可能エネルギー発電設備に係る 固定資産税(償却資産)の課税標準の特例制度

事業者
向け

※通称：わがまち特例

再生可能エネルギー発電設備の固定資産税に係る特例率を定めています。

対象者	令和8年4月1日から令和 11 年3月 31 日までに新たに取得した特定再生可能エネルギー発電設備 ※取得が令和6年4月1日から令和8年3月 31 日の場合は旧法の規定が適用		
内 容	新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度分の固定資産税の課税標準額について、 以下の特例率※1を乗じた額に軽減する ※1 地方自治体が特例率を条例で定めることができる地域決定型特例措置（通称：わがまち特例） による率		
対象設備特例率	太陽光発電設備	ペロブスカイト太陽電池を使用した一定の設備：1/3	
	特定風力発電設備	①再エネ海域利用法に基づく洋上風力発電設備：1/2 ②港湾法に基づく洋上風力発電設備 温対法・農山漁村再エネ法に基づく陸上風力発電設備：1/2	
	特定水力発電設備	5000kW 未満：1/3	5000kW 以上：7/12
	特定地熱発電設備	1000kW 未満：1/2	1000kW 以上：1/3
	特定バイオマス発電設備	10000kW 未満：1/3	
問合せ先	総務局償却資産課 045-671-4384		 案内ページ



案内ページ



表紙画像



④次世代自動車



⑥ハマウィング



⑦脱炭素取組宣言